

令和7年度向け(一社)舞鶴市水産協会「舞鶴のさかな提供店」の新規募集について

(一社)舞鶴市水産協会では、お客様の満足度を高めることにより、舞鶴市の「食」のブランド力の向上を促進し、経済の地域内循環を進め、あわせて「魚の街まいづる」という地域イメージの定着を図るため、「舞鶴のさかな」を使用した料理や商品を積極的に提供し、魅力を発信する飲食店や小売店を、「舞鶴のさかな提供店」に登録する制度を設けています。

1 実施主体

一般社団法人舞鶴市水産協会

2 募集案内

- ・ 募集期間 令和7年1月6日(月)～1月17日(金)
- ・ 応募方法 舞鶴市水産協会HP (<https://maizuru-sakana.net>) から申請書様式をダウンロードの上、必要事項を記入し、電子メール、郵送及び窓口へ提出(水産課に様式設置)
- ・ 登録基準 飲食店：9項目、小売店：7項目(詳細は別添のとおり)

3 登録審査方法

舞鶴のさかな提供店登録認定委員会において、審査のうえ登録します。

4 登録期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(1年間)

5 経 過

平成28年度	「舞鶴のさかな提供店登録制度」の創設	29店舗
平成29年度	「舞鶴のさかな提供店登録制度」の運用(2年目)	34店舗
平成30年度	「舞鶴のさかな提供店登録制度」の運用(3年目)	31店舗
令和元年度	「舞鶴のさかな提供店登録制度」の運用(4年目)	32店舗
令和2年度	「舞鶴のさかな提供店登録制度」の運用(5年目)	37店舗
令和3年度	「舞鶴のさかな提供店登録制度」の運用(6年目)	41店舗
令和4年度	「舞鶴のさかな提供店登録制度」の運用(7年目)	46店舗
令和5年度	「舞鶴のさかな提供店登録制度」の運用(8年目)	43店舗
令和6年度	「舞鶴のさかな提供店登録制度」の運用(9年目)	46店舗